

令和5年度 市民税・県民税 給与所得等に係る 特別徴収のしおり

令和5年度給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書について
令和5年4月18日以降に受け付けた「給与支払報告に係る給与所得者異動届出書」
については、当初（令和5年5月中旬頃）に送付した特別徴収税額の決定通知書には届
出の内容が反映されていないため、特別徴収対象者として記載されています。後日「特
別徴収税額の変更通知書」を送付しますのでご確認ください。

電話でのお問合せについて

例年、特別徴収税額の決定通知書の送付に伴って、5月中旬から6月中旬にかけては、電話が大変混み合い、繋がりにくくなります。お手数をおかけしますが、しばらく時間をおいておかけ直してください。

よくあるお問合せ（Q&A）を15～17ページに記載しています。また、広島市ホームページにも他のよくあるお問合せと合せて掲載していますので、お問合せいただく前にぜひご確認ください。

広島市ホームページ (<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>)

- > 事業者向け情報 > 税金 > 個人市民税（特別徴収）
- > 個人市民税（特別徴収）に関するよくあるお問合せ
- ページ番号で探す

2130

検索



広島市

特別徴収義務者の皆様へ

給与所得等に係る市民税・県民税の特別徴収事務につきましては、平素から格別のご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

この度、令和5年度の給与所得等に係る市民税・県民税の特別徴収事務をお願いすることになりましたので、このしおりをご活用の上、ご協力のほどよろしく願いいたします。

令和5年5月 広島市長
(財政局税務部市民税課特別徴収係)

目 次

特別徴収に関する提出書類	1
特別徴収税額の通知書について	2
市民税・県民税の給与からの特別徴収を徹底しています！	3
給与からの特別徴収の手続	4
給与からの特別徴収税額の納入	6
退職手当等からの特別徴収の手続	8
e L T A Xの利用について	11
異動に関する手続	12
よくあるお問合せ(Q & A)	15
各種届出書等の書き方・記入例	18
■各種届出書、申請書様式	
給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書	21
特別徴収義務者の名称・所在地等変更届出書	25
普通徴収から特別徴収への切替申請書	27
特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書	29
ゆうちょ銀行・郵便局指定通知書	31
個人番号及び法人番号について	33

※ 各種届出書、申請書は、コピーでも使用でき、広島市のホームページからダウンロードすることもできます。

※ 「ゆうちょ銀行・郵便局指定通知書」のコピーは使用できません。

広島市ホームページ (<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>)

> 事業者向け情報 > 税金 > 個人市民税(特別徴収)

> 個人市民税(特別徴収分)関係届出書等様式

■ ページ番号で探す

1936

検索



■特別徴収の対象者（従業員）について

退職、転勤、休職になった

様式 21 ページ

「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を提出してください。
(説明 12 ページ、記入例 18・19 ページ)

新たに特別徴収を開始したい

様式 27 ページ

「普通徴収から特別徴収への切替申請書」を提出してください。
(説明 14 ページ、記入例 20 ページ)

■特別徴収義務者（給与支払者）について

名称・所在地が変わった

様式 25 ページ

「特別徴収義務者の名称・所在地等変更届出書」を提出してください。

事業をやめることになった

様式 21 ページ

特別徴収の対象となっている納税義務者全員の「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を提出してください。
(説明 13 ページ、記入例 18・19 ページ)

会社を合併、事業主が変わった

様式 21・25 ページ

「特別徴収義務者の名称・所在地等変更届出書」及び特別徴収の対象となっている納税義務者全員の「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を提出してください。
(説明 13 ページ、記入例 18・19 ページ)

特別徴収税額の通知書について

今回送付した通知書等は、次のとおりです。

なお、**特別徴収税額の決定（変更）通知書の再発行はできませんので、紛失・破損等しないよう注意してください。**

① 令和5年度給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定（変更）通知書（特別徴収義務者用）

特別徴収義務者（給与支払者）が各納税義務者（給与受給者）の給与から徴収していただく各月ごとの納付額とその合計額を記載した通知書ですので、**大切に保管してください。**

なお、eLTAXを利用して、「特別徴収税額の決定（変更）通知書（特別徴収義務者用）」の受取方法に正本の電子データを選択された場合は、同封していません。

② 令和5年度給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定（変更）通知書（納税義務者用）

各納税義務者に市民税・県民税の特別徴収税額を通知するものです。**未開封のまま速やかに各納税義務者にお渡しください。**なお、非課税者については発行していませんのでご了承ください。課税内容に関する質問等がある場合には、ご本人にお答えしますので、納税義務者本人からお問い合わせいただくようご案内ください。

③ 令和5年度市民税・県民税特別徴収納入書

毎月の特別徴収税額を納入する際にご使用ください。年の中途中で税額が変更となった場合、**変更後の納入金額を印字した納入書は送付していません。**

変更月以降の納入書については、「納入金額(1)」欄に印字済みの税額を2本線で抹消（訂正印は不要）し、「納入金額(2)」欄の「給与分」及び「合計額」欄に変更後の金額を記入の上、納入していただくこととなります（特別徴収納入書裏面参照）。

④ 非課税者の一覧表

令和5年5月にお送りする当初の税額決定通知書に非課税者がいる場合のみ同封しています。大切に保管してください。

① 市民税・県民税の特別徴収（給与からの差し引き）の徹底について

広島市では、広島県及び県内すべての市町とともに、納税者間の公平性、納税者の利便性を確保し、納税忘れなどを防ぐため、所得税の源泉徴収義務のある給与支払者（会社・事業所等の勤務先）を対象に、市民税・県民税の給与からの特別徴収を徹底しています。

特別徴収は、パート、アルバイト、短期雇用者、非常勤職員、役員などを含むすべての給与受給者（従事者等給与支払者から給与を受ける者）が対象となります。

② 市民税・県民税の普通徴収（個人払い）が認められる場合があります

上記1のとおり、原則、すべての給与受給者が特別徴収となりますが、例外として、下記のAからDの理由（普通徴収切替理由）に該当する場合は普通徴収が認められます。

普通徴収切替理由	記号	略号
退職者・5月末日までに退職予定の人（休職者を含む。）	A	退職等
給与の毎月支給額が少なく、特別徴収しきれない人	B	少額
給与が毎月は支給されない人	C	不定期
他の事業所から特別徴収されている人（乙欄該当者）	D	乙欄

このため、給与支払報告書の提出時に市民税・県民税を特別徴収することができない給与受給者がいる場合は、「普通徴収切替理由書（兼仕切紙）」を添付するとともに、特別徴収することができない給与受給者に係る給与支払報告書（個人別明細書）の摘要欄に、上記の普通徴収切替理由の記号と略号（例：A退職等）をご記入いただくこととなっています。

③ 普通徴収が認められる人が特別徴収となっている場合は異動届出書の提出が必要です

今回送付した「令和5年度給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定（変更）通知書」（以下「特別徴収税額の決定通知書」といいます。）において、上記2の「普通徴収が認められる場合」に該当する人が、特別徴収の対象として含まれている事例について説明します。理由としては、令和5年度給与支払報告書を提出された際に、①「普通徴収切替理由書（兼仕切紙）」が添付されていなかった、②「給与支払報告書（個人別明細書）」の摘要欄に普通徴収切替理由の記号・略号が記入されていなかったことが考えられます。

なお、該当する人を普通徴収に切り替える手続は、「**特別徴収に係る給与所得者異動届出書**」（様式は21ページに添付しています。また、記入例を19ページに掲載しています。）を提出してください。

また、「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」の提出時期によっては、普通徴収の通知が遅くなる場合がありますので、該当する給与受給者にあらかじめお伝えください。ただし、**給与支払者の都合や給与受給者の希望により普通徴収に切り替えることは認められません**ので、ご了承ください。

① 市民税・県民税（住民税）の給与からの特別徴収とは

市民税は、県民税と合わせて住民税と呼ばれており、納税義務者の1月1日現在の住所地の市町村に納入（納税）することとなっています。

給与からの特別徴収とは、所得税における源泉徴収と同様に、給与支払者が、給与受給者に係る市民税・県民税を毎月の給与から徴収し、納税義務者である給与受給者に代わって、徴収した税額を市町村に納入する制度です。これに対して、個人で納付書又は口座振替等により納める制度を普通徴収といいます。

所得税の源泉徴収義務のある給与支払者は、納税義務者の市民税・県民税を特別徴収することが法令（地方税法第321条の4、広島市市税条例第45条）により義務付けられています。

② 特別徴収税額の徴収について

特別徴収税額の決定通知書の納付額欄に、それぞれの納税義務者に係る各月の納付額（月割額）が記載されていますので、**各月の給与の支払の際に、当該月の納付額を特別徴収**（（例）6月分の月割額は、6月に支払われる給与から徴収）**してください**。

各月の特別徴収税額は、該当する年度分の特別徴収税額を6月から翌年5月までの月数で12分割（6月以降に通知する場合は、当該通知に係る特別徴収の開始月から翌年5月までの月数で分割）して算出します。

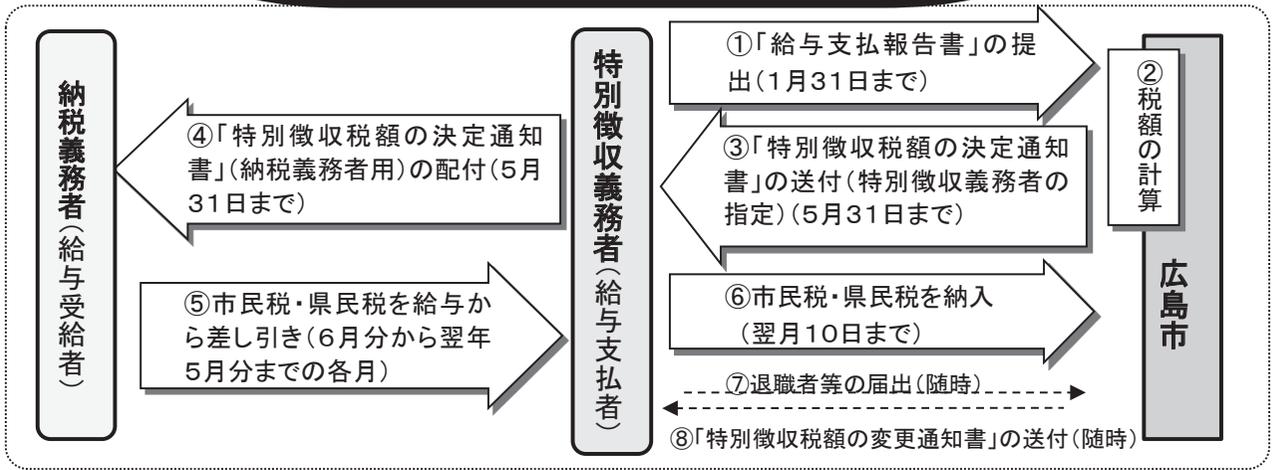
なお、月割額に100円未満の端数があるときは、その端数金額は最初に徴収する月に加算します。また、特別徴収税額（年税額）が均等割相当額（広島市の場合、5,500円）以下の人については、最初に徴収する月にその全額を徴収することになります。

③ 特別徴収税額の変更があった場合は、変更通知書を送付します

「特別徴収税額の決定通知書」を送付した後に、特別徴収税額に変更が生じた場合※には、「令和5年度給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の変更通知書」（以下「特別徴収税額の変更通知書」といいます。）を送付します。変更月以降については、「特別徴収税額の変更通知書」に記載された**変更後の納付額（月割額）を徴収してください**。

※ 納税義務者が退職した場合や、新たに入社した人を特別徴収へ切り替える手続をされた場合、申告等により納税義務者の税額に変更が生じた場合等があります。

給与からの特別徴収のしくみ



事 務 の 説 明	
①	「給与支払報告書」の提出 所得税の源泉徴収義務のある給与支払者は、1月1日現在、広島市に居住する給与受給者の「給与支払報告書」を広島市に提出してください。
②	税額の計算 提出された給与支払報告書に基づいて、給与受給者の市民税・県民税の税額を計算します。
③	「特別徴収税額の決定通知書」の送付（特別徴収義務者の指定） 広島市から給与支払者（特別徴収義務者に指定）あてに「特別徴収税額の決定通知書（特別徴収義務者用・納税義務者用）」を送付し、市民税・県民税の年税額と月割額（毎月、給与から差し引く税額）をお知らせします。
④	「特別徴収税額の決定通知書」（納税義務者用）の配付 上記③で送付した「特別徴収税額の決定通知書」（納税義務者用）は未開封のまま該当の納税義務者にお渡しください。
⑤	市民税・県民税を給与から差し引き（6月分から翌年5月分までの各月） お知らせした月割額（6月分から翌年5月分まで）を、各納税義務者の当該月割月に支払われる給与から差し引いてください。なお、特別徴収税額（年税額）が5,500円以下の場合は、6月分のみ徴収となります。
⑥	市民税・県民税を納入（翌月10日まで） 各納税義務者の月割額をまとめて、広島市から送付した「納入書」により、金融機関等で納入してください。納期限は、徴収した月の翌月10日（土曜日、日曜日、祝日又は休日に当たる場合には、その翌日）です。
⑦	退職者・休職者等の届出（随時） 退職・転勤等により給与の支払を受けなくなり特別徴収できなくなった納税義務者がいる場合には、特別徴収義務者は、その事由が発生した日の属する月の翌月10日までに「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を広島市へ提出してください。
⑧	「特別徴収税額の変更通知書」の送付（随時） 「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」の提出などにより特別徴収する税額に変更が生じた場合には、月末に「特別徴収税額の変更通知書」を送付しますので、その後は、特別徴収する税額を変更してください。

給与からの特別徴収税額の納入

① 納入には同封の納入書を使用してください

徴収した納付額については、同封されている「納入書」を使用し、下記に記載している金融機関等で納入してください。

なお、**地方税共同機構が運営するeLTAXから、地方税共通納税システムを利用して全国の市町村に対し、一括して特別徴収税額を納入することも可能**です（11 ページ参照）。

納入場所

(1) 全店舗

(銀 行) 広島、伊予、愛媛、西京、山陰合同、四国、中国、鳥取、西日本シティ、百十四、みずほ、三井住友、三菱UFJ、もみじ、山口、りそな

(信託銀行) みずほ

(信用金庫) 呉、広島

(信用組合) 広島県、広島市、広島商銀

(農業協同組合) ひろしま、広島市

(その他) 中国労働金庫、広島県信用漁業協同組合連合会

(2) 中国5県内の店舗

(銀 行) ゆうちょ（郵便局含む。）

(3) 広島県内の店舗

(銀 行) 福岡

(信用組合) 朝銀西

(4) 中国5県外の店舗

(銀 行) 指定されたゆうちょ（郵便局含む。）

★31 ページの「指定通知書」に納入先の店舗名を記入のうえ、最初に納入される際、当該店舗に提出してください。

(5) 広島市役所

市民税課、市税事務所・税務室、区役所出張所、収納対策部

※ 納入場所の名称は、令和5年4月1日現在のものです。その後、名称等の変更がある場合は読み替えてください。

② 納期限までに納入をお忘れなく！

徴収すべき月の**翌月10日**（その日が土曜日、日曜日、祝日又は休日に当たる場合には、その翌日）までに納入してください。

なお、納期の特例の承認を受けた場合は次ページ【③ 納期の特例について】のとおりです。また、納期限後に納入された場合は延滞金に加算されることがありますので、納期限までに必ず納入してください。

③ 納期の特例について

納期の特例とは、特別徴収義務者の事務負担の軽減を図るため、毎月徴収した月割額を、次のとおり年2回にまとめて納入できる制度です。

徴収月	納期限
令和5年6月分から 令和5年11月分まで	令和5年12月11日 (11月分の納入書を使用してください。)
令和5年12月分から 令和6年5月分まで	令和6年6月10日 (5月分の納入書を使用してください。)

納期の特例の適用を受けることができるのは、給与の支払を受ける人が常時10人未満*であること、市税の滞納がないこと等が要件となり、「特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書」(様式は29ページに添付しています。)を提出し、承認を得る必要があります。

納期の特例の承認を得た特別徴収義務者については、取消しの通知がない限り、その後も毎年引き続いて納期の特例が適用されます。

※ 「常時10人未満」とは、多忙な時期等において臨時に雇い入れた人があるような場合には、それらの人を除いた人数が10人に満たないということです。

④ 延滞金について

延滞金は、納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ、一月の納入額(全額が2,000円未満の場合にはその全額を、全額が2,000円以上の場合には1,000円未満の端数金額を切り捨てます。)に年「14.6%」と「延滞金特例基準割合^{*1}+7.3%」のいずれか低い割合(令和5年中は8.7%^{*2})を乗じて算出します。

ただし、納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、一月の納入額に、年「7.3%」と「延滞金特例基準割合^{*1}+1%」のいずれか低い割合(令和5年中は2.4%)を乗じて算出します。

算出した延滞金が1,000円未満の場合にはその全額を、延滞金が1,000円以上の場合には100円未満の端数金額を切り捨てます。

※1 延滞金特例基準割合とは、各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における銀行の新規の短期貸出約定平均金利の合計を12で除して得た割合として各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合をいいます。

※2 令和6年以降の割合については、広島市ホームページ(毎年12月下旬頃に翌年の割合を掲載予定)をご確認ください。

退職手当等からの特別徴収の手続

① 退職手当等に係る市民税・県民税

退職手当等に係る市民税・県民税は、所得税と同様に他の所得と区分し、退職手当等が支払われる際にその支払者が税額を計算し、支払金額から計算した税額を差し引いて支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在における退職手当等の支払を受ける者の住所地の市町村へ納入することとされています。

② 納入方法

退職手当等に係る市民税・県民税は、徴収した月の**翌月10日**（土曜日、日曜日、祝日又は休日に当たる場合には、その翌日）までに納入してください。

納入の際は、「納入書」と同一用紙になっている「**市民税・県民税納入申告書**」（**納入済通知書の裏面**）に**必要事項を忘れずに記入**してください（10ページ参照）。

③ 退職手当等に係る市民税・県民税が課税されない人及び徴収する必要のない人について

退職手当等に係る市民税・県民税が 課税されない人	<ul style="list-style-type: none"> ① 退職手当等の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在において、生活保護法による生活扶助を受けている人 ② 退職手当等の収入金額が、退職所得控除額（9ページ参照）より少ない人
退職手当等に係る市民税・県民税を 徴収する必要のない人	<ul style="list-style-type: none"> ① 退職手当等の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在において国内に住所を有しない人 ② 受給者本人の死亡により支払われる退職手当等で、相続税の課税対象となる場合

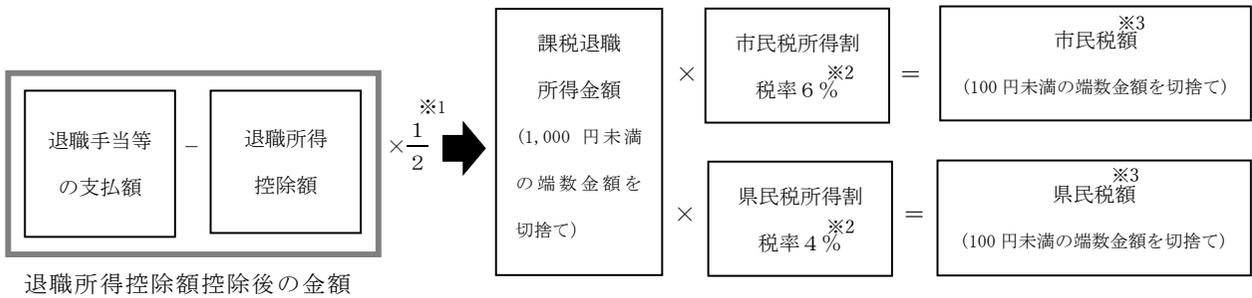
④ 提出書類について

区 分	退職手当等の受給者が 法人の役員 である場合※	退職手当等の受給者が 法人の役員以外 である場合
特別徴収票 所得税の退職所得の源泉徴収票と同一の用紙となっており、税務署で配布しています。	要提出 課税の有無にかかわらず、退職後1か月以内に広島市へ1部提出してください。	提出不要
納入申告書	退職手当等に係る市民税・県民税が課税される場合は、納入時に記載してください（10ページ参照）。 退職手当等に係る市民税・県民税が課税されない場合は提出不要です。	

※ 法人の役員とは、取締役、監査役、理事、監事、清算人、その他の役員（相談役又は顧問等も含まれます。）のことをいいます。

⑤ 税額の計算方法

退職手当等に係る市民税・県民税の計算方法は、次のとおりです。



※1 役員等(①法人税法第2条第15号に規定する役員、②国会議員及び地方議会議員、③国家公務員及び地方公務員をいいます。)としての勤続年数が5年以下の人に対して、その役員等の勤続年数に対応して退職手当等を支払う場合は、上記計算式の $\times 1/2$ の措置はありません。

勤続年数5年以下の役員等以外の人に退職手当等を支払う場合、退職所得控除額を控除した残額の300万円を超える部分については上記計算式の $\times 1/2$ の措置はありません。

※2 指定都市の区域内に住所を有する納税義務者に係る総合課税分の所得割の税率は、市民税8%、県民税2%ですが、退職所得の分離課税に係る所得割の税率は、特別徴収義務者の事務負担を踏まえ、市民税6%、県民税4%としています。

※3 端数処理をするため、市民税・県民税は必ず分けて計算してください。

《退職所得控除額の計算方法》

勤続年数 ^{※1}	退職所得控除額 ^{※2}
勤続年数が20年以下の場合	40万円×勤続年数 (80万円に満たない場合は、80万円)
勤続年数が20年を超える場合	800万円+70万円×(勤続年数-20年)

※1 1年未満の端数は1年に切り上げます。

※2 受給者が在職中に障害者に該当することとなったことにより退職した場合には、表の金額に100万円を加算した金額が控除額となります。

⑥ 「納入書」、「市民税・県民税納入申告書」の書き方

広島市からお送りしている「納入書」のうち、「納入済通知書」の裏面は「市民税・県民税納入申告書」となっています。退職手当等に係る市民税・県民税を納入する際は、表面の「納入書」の「退職所得分」の欄に徴収した金額を記入（領収証書・納入書・納入済通知書すべてに記入してください。）したうえで、裏面の「市民税・県民税納入申告書」に必要事項を記入してください。

なお、「市民税・県民税納入申告書」が別途必要な場合は、広島市役所税務部市民税課特別徴収係までご連絡ください。

≪「納入書」の記入例≫

		納入金額(1)								
		152000円								
納 入 金 額 (2)	給与分 一括徴収 分を含む	億	千	百	十	万	千	百	十	円
					1	5	2	0	0	0
	退職 所得分				1	3	6	0	0	0
	延滞金									
	合計額				2	8	8	0	0	0

印字済みの税額を必ず2本線で抹消(訂正印は不要)し、「給与分」の欄に記入してください。

退職手当等から特別徴収した市民税・県民税の合計金額を記入してください。

給与分に退職所得分を加えて「合計額」の欄に記入してください。

≪「市民税・県民税納入申告書」の記入例≫

市民税 県民税 納入申告書												
広島市長 令和5年9月11日 提出												
										令和5年8月分	人員	1
退職手当等支払金額		十	億	千	百	十	万	千	百	十	円	
				1	4	2	2	3	6	3	2	
特別徴収税額	市民税						8	1	6	0	0	
	県民税						5	4	4	0	0	
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。												
(特別徴収義務者)										(受付印)		
住所 又は 所在地		〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号										
氏名 又は 名称		株式会社 ○○										
法人番号		0000000000000000										

退職手当等から市民税・県民税を特別徴収した人員を記入してください。

人員欄に記入した人に対して支払った退職手当等の合計金額を記入してください。

退職手当等から特別徴収した市民税・県民税のそれぞれの金額を記入してください。

①法人の場合は、番号法に基づく法人番号(13ケタ)を記入してください。

②個人事業者の場合は、空欄としてください。

eLTAX（地方税ポータルシステム）とは「給与支払報告書」・「給与所得者異動届出書」などの地方税の手続をインターネットを利用して電子的に行うシステムです。

このほか、事務所や自宅のパソコンなどから申告や市民税・県民税（特別徴収税額）などを納税することができ、とても便利です。

詳しくは、eLTAXホームページをご覧ください。



① eLTAXで提出できる個人市民税・県民税（特別徴収）の届出書等

- ・給与支払報告書（総括表・個人別明細書）
- ・給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書
- ・普通徴収から特別徴収への切替申請書
- ・特別徴収義務者の名称・所在地等変更届出書
- ・退職所得分の市民税・県民税納入申告書

② eLTAXによる給与支払報告書の提出基準

提出する給与支払報告書について、前々年における給与所得の源泉徴収票の税務署へ提出すべき枚数が100枚以上であるときは、eLTAX（又は光ディスク等）による提出が義務付けられています。例えば、令和4年1月に税務署へ提出すべき給与所得の源泉徴収票の枚数が110枚の場合、令和6年1月の給与支払報告書は、eLTAX（又は光ディスク等）により提出する必要があります。

③ 特別徴収税額の通知の受取方法

eLTAXを利用して給与支払報告書を提出した方のうち、「特別徴収税額の決定（変更）通知書（特別徴収義務者用）」の受取方法について、正本の電子データを選択された場合には、eLTAXで正本の電子データをお送りしています。

また、受取方法を書面＋電子データとされた場合には、特別徴収税額の決定通知書は書面と電子データで、変更通知書は書面によりお送りします。令和6年度分以後、受取方法を書面＋電子データと選択することはできませんので、ご注意ください。

なお、「特別徴収税額の決定（変更）通知書（納税義務者用）」は書面によりお送りします。

④ 電子納税

事前にeLTAXで電子納税の利用届出が必要となります。

利用届出の手続終了後、納付情報の発行依頼を行っていただき、発行された納付情報を利用してインターネットバンキング、ダイレクト納付（※）、ATM、クレジットカードで納入してください。

電子納税では、1回の操作で複数の地方公共団体へ納付ができます。

※ ダイレクト納付とは、事前に登録した口座より直接引き落とすことによって納付する方法です。インターネットバンキングの契約が不要で、代理人が納付することもできます。

① 特別徴収の対象となっている納税義務者が退職、転勤等で異動した場合

納税義務者（非課税者の一覧表にある者を含みます。）が退職、転勤、休職、死亡等により、給与の支払を受けなくなった場合は、給与の支払を受けなくなった事由が発生した日の属する月の**翌月 10 日まで**に、「給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」（以下「異動届出書」といいます。）を提出してください。

「異動届出書」を提出されない場合には、当該納税義務者に係る特別徴収義務が継続したままとなり、未納金額として督促状等が送付されることがありますので、**異動が発生した場合は必ず提出してください。**

《異動後の未徴収税額の徴収方法について》

	退職・休職など		転勤・転職など
	令和5年6月1日～ 12月31日まで	令和6年1月1日～ 4月30日まで	
未徴収税額の 徴収方法	普通徴収 （個人払い） → (1) へ 一括徴収 → (2) へ	必ず一括徴収 ※ → (2) へ	特別徴収継続 → (3) へ

※ 退職後、5月31日までに支払予定の給与および退職手当等の合計額が未徴収税額以下である場合に限り、普通徴収への切替えができます。

死亡退職等の場合は、一括徴収できません。

(1) 普通徴収（個人払い）の場合

給与の支払を受けなくなった後の月割額の合計金額（未徴収税額）は、普通徴収（納税義務者本人が納める方法）になります。なお、普通徴収の納期は年4回（6月・8月・10月・12月）のため、納付回数は退職・休職等の異動届出書の提出時期により、4回、3回、2回又は1回のいずれかになります。

令和5年9月12日以降に「異動届出書」を受け付けした場合は、普通徴収の10月の納期に間に合わないため、納税義務者へ送付される納税通知書（普通徴収分）の納期が、原則1回のみになりますので、この旨を必ず納税義務者に説明してください。

⇒「異動届出書」の記入例…18 ページ上段【(ア) 未徴収税額を普通徴収（個人払い）に切り替える場合】参照

(2) 一括徴収の場合

給与の支払を受けなくなった後の月割額の全額をその給与・退職手当等から一括徴収し、**徴収した月の翌月 10 日までに納入してください。**

⇒「異動届出書」の記入例…18 ページ下段【(イ) 未徴収税額を一括で徴収する場合】参照

(3) 異動後の勤務先で特別徴収を継続する場合

異動前の勤務先（旧勤務先）で徴収することができなくなった月割額を、引き続き異動後の勤務先（新勤務先）で特別徴収することができます。

⇒「異動届出書」の記入例…19 ページ上段【(ウ) 転勤、転職等により特別徴収義務者が変更となる場合】参照

※ 異動前の勤務先（旧勤務先）の担当者は、新勤務先の担当者に月割額等を連絡したうえで、「異動届出書」の「新しい勤務先」欄の名称、所在地、特別徴収義務者指定番号、法人番号、電話番号、担当者名、**月割額及び徴収開始月**を記入して提出してください。

② 令和6年度の給与支払報告書提出後、「特別徴収税額の決定通知書」の送達前に退職、転勤等の異動が生じた場合

給与支払報告書（令和5年中の支払分）を該当市町村に提出した後、納税義務者に退職、転職等の異動が生じ、令和6年度分について特別徴収ができなくなる場合は、**令和6年4月15日までに、「給与支払報告に係る異動届出書」を提出**してください。

※ 納税義務者が転居したことなどにより、**令和5年1月1日現在の住所地の市町村と令和6年1月1日現在の住所地の市町村が異なる場合には、両方の市町村への「異動届出書」の提出が必要**となる場合があります。

(例) 令和5年10月に〇〇市から広島市へ転入し、令和6年3月31日に退職

令和5年度の 特別徴収	令和6年度の 給与支払報告書	「異動届出書」の提出方法		
		提出先	提出書類	提出期限
〇〇市で 特別徴収	広島市へ 提出済	〇〇市	特別徴収に係る異動届出書	令和6年4月10日
		広島市	給与支払報告に係る異動届出書	令和6年4月15日

③ 休業や解散等により特別徴収が継続できなくなる場合や所在地・送付先が変わった場合

休業・解散・合併等により、特別徴収が継続できなくなる場合や特別徴収義務者自体が変更される場合は、**特別徴収の対象となっている納税義務者全員（非課税者の一覧表にある者も含まれます。）**について「異動届出書」を提出してください。また、所在地・特別徴収税額の決定・変更通知書の送付先等が変わった場合は、速やかに「特別徴収義務者の名称・所在地等変更届出書」（様式は25ページに添付しています。）を提出してください。

④ 提出した「異動届出書」の内容が誤っていた場合

正しい内容の「異動届出書」を作成し、届出書の右上の欄外に「訂正分」と朱書きのうえ、速やかに提出してください。

⑤ 新規採用等に伴い普通徴収から特別徴収へ切り替える場合

市民税・県民税の納税方法が普通徴収になっている納税義務者を特別徴収へ切り替える場合は、「普通徴収から特別徴収への切替申請書」(様式は 27 ページに添付しています。また、記入例を 20 ページに掲載しています。)を提出してください。

※ 提出時の注意点

- 1 普通徴収の納期限が過ぎていないものは、特別徴収への切替が可能です。普通徴収の納期限が過ぎたものは、本人が納めるように必ずお伝えください。
- 2 普通徴収の納付方法が口座振替となっている方は、納期限の直前に提出されると切り替えることができません。
- 3 65 歳以上の方の公的年金等に係る雑所得に係る市民税・県民税の税額は切り替えることができません。
- 4 月割額について、特別徴収税額の決定・変更通知書の送付にて連絡しております。なお、事前に電話連絡等での月割額のお知らせはできかねます。
- 5 切替申請書の到着が、1 日～20 日頃までの場合はその月の末に、21 日頃～月末までの場合は翌月の末に特別徴収税額の変更通知書を送付します。

外国人を雇用する特別徴収義務者の方へ（お願い）

外国人の従業員が退職後に出国（帰国等）する場合には、「日本国内に住んでいる人を納税管理人※として定めてから出国（帰国等）すること」及び「年の中途で出国（帰国等）する場合でも、市民税・県民税の納税義務がなくなるしないこと」をご説明いただきますよう、お願いします。

また、従業員が6月1日から12月31日までの間に退職等をした場合には、従業員から申出がある場合に一括徴収により納入していただいているところですが、外国人の従業員が退職後に出国（帰国等）する場合には、一括徴収による納入方法をご説明していただき、**納税しないまま出国（帰国等）することのないよう、ご協力をお願いします。**

※ 納税管理人とは海外への出国等の理由により、納税義務者に代わり納税通知書等の受領、税額の納付等納税に係る事務を管理する人のことです。このため、納税通知書等の書類は、納税管理人宛てに送付されます。納税管理人の届出等は、お住まいの区を担当する市税事務所・税務室で受付しています。

① 「給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定(変更)通知書」(以下、Q&Aにおいて「税額通知書」といいます。)に関すること

Q 1 すでに退職している従業員が、税額通知書に載っている場合はどうすればいいですか。

A 1 退職された方について「給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」(以下、「異動届出書」といいます。)を広島市へ提出してください。

提出された異動届出書により、毎月下旬に異動届出書の内容を反映した税額通知書をお送りいたします。

→記入例 18~20 ページ、様式 21・23 ページ

Q 2 退職した従業員について異動届出書を提出したが、税額通知書に載っているのはどうしてですか。

A 2 異動届出書を広島市に提出されている場合、受け付けた時期により税額通知書に反映されないことがあります。

令和5年4月18日以降に受け付けた異動届出書については当初(令和5年5月中旬頃)に送付した税額通知書には届出の内容が反映されていません。後日異動届出書の内容を反映した税額通知書を送付しますのでご確認ください。

Q 3 税額通知書が事業所に届きません。どうしてですか。

A 3 給与支払報告書の提出期限(1月31日)を過ぎて提出された場合は、当初の税額通知書の送付(5月中旬頃)に間に合わない場合があります。

また、広島市に給与支払報告書を提出されていない場合は、速やかに提出してください。

Q 4 給与支払報告書を提出しているが、税額通知書に記載されていない従業員がいるのはどうしてですか。

A 4 市民税・県民税は1月1日にお住まいの市町村で課税することとされており、従業員の方が1月1日時点で広島市以外の市町村にお住まいであることが判明した場合は、広島市に提出された給与支払報告書を、該当の市町村へ回送しています。従業員の方の1月1日時点でのお住まいをご確認ください。

Q 5 税額通知書の送付先を変更してほしい場合はどうすればいいですか。

A 5 「特別徴収義務者の名称・所在地等変更届出書」を広島市に提出してください。

→様式 25 ページ

② 特別徴収義務に関すること

Q 6 なぜ特別徴収を行わなければいけないのですか。従業員が普通徴収を希望しているので、普通徴収に切り替えてもいいですか。

A 6 所得税の源泉徴収義務のある事業主（給与支払者）は従業員（納税義務者）の市民税・県民税を特別徴収することが法令（地方税法第 321 条の 4、広島市市税条例第 45 条）により義務付けられています。

前年中に給与の支払いを受けていた従業員で、4 月 1 日現在、給与の支払を受けている従業員^①の市民税・県民税は、原則、特別徴収していただくことになります。

事業主や従業員の意思で特別徴収するかどうかを選択することはできません。

Q 7 特別徴収が行えない従業員も、特別徴収の対象として通知されたがどうすればいいですか。

A 7 3 ページの「市民税・県民税の普通徴収（個人払い）が認められる場合があります」の普通徴収切替理由に該当する従業員については普通徴収に切り替えることができます。従業員の方の「異動届出書」を広島市に提出してください。

③ 特別徴収税額の納入に関すること

Q 8 税額通知書が届いたが、納入書が同封されていません。

A 8 給与支払報告書（総括表）を広島市へ提出された際に、納入書不要を選択されている場合には納入書を同封しておりません。

必要な場合には納入書を発行いたしますので、広島市までご連絡ください。

また、年の途中で税額が変更となった場合は、変更後の納入書は送付しておりませんので、納入書の金額を書き換えて使用してください。

Q 9 特別徴収税額は、口座振替やスマホアプリで納入することはできないのですか。

A 9 特別徴収税額は、従業員の異動等により毎月の納入額に変動があるため、口座振替やクレジットカード、スマホアプリでの納入は実施しておりません。お手数ですが、金融機関等での納入をお願いします。

なお、各金融機関でインターネットバンキング等を利用した納入サービスを提供している場合があります。各金融機関にお問い合わせください。

また、e L T A X を利用した電子納税を利用すれば、ダイレクト納付やクレジットカードでの納付が可能となるほか、1 回の操作で複数の地方公共団体へ納付することができます。是非ご検討ください（11 ページ参照）。

Q10 税額を誤って納入してしまった。どうすればいいですか。

A10 (1) 多く納入してしまった場合

還付又は納期が未到来の月割額に充当が可能です。ご希望の場合は、その旨ご連絡ください。

(2) 少なく納入してしまった場合

当初に送付した白紙の納入書にて差額分を納入してください。

翌月以降の納入額を増額して納入し、少なく納入した月割額に増額分の充当を希望される場合には、その旨ご連絡ください。

また、納入時期によっては督促状が届いたり、延滞金が発生する場合がありますのでご注意ください。

Q11 督促状が届いた。どうすればいいですか。

A11 納期限までに特別徴収税額を納入していなかったり、納入額に不足がある場合に、督促状を送付させていただいています。

また、金融機関等で特別徴収税額を納入された場合、納入の確認ができるまでに10日程度かかる場合があります。このため、納期限以降に金融機関等で特別徴収税額を納入された場合、納入が確認できず、行き違いで督促状が届いてしまう場合があります。

行き違いを避けるためにも、納期限内の納入にご協力をお願いします。

納期限までに納入したにも関わらず、督促状が届いた場合には、以下の点についてご確認をお願いします。

(1) 納入金額の誤りである場合

→最新の税額通知書の月割額で納入していないことが考えられます。

特別徴収税額の変更通知書が届いていないかご確認ください。

(2) 「異動届出書」を提出していなかった退職者等がいた場合

→早急に「異動届出書」の提出をお願いします。

記入例 18～20 ページ、様式 21・23 ページ

不足税額用の納入書は送付しておりませんので、当初に送付した白紙の納入書をご利用ください。

翌月以降の納入額を増額して納入し、少なく納入した月割額に増額分の充当を希望される場合には、その旨ご連絡ください。また、納入時期によって延滞金が発生する場合がありますのでご注意ください。

④ その他**Q12 従業員が年途中で引越しをした場合の納税はどうなるのですか。**

A12 従業員が令和5年1月1日現在で広島市に居住されていた場合、その後、年途中で他市町村に引越しをされても、令和5年度分の市民税・県民税は広島市に納めていただくことになります。

各種届出書等の書き方・記入例

① 「異動届出書」について

(ア) 未徴収税額を普通徴収（個人払い）に切り替える場合

【例】6月分から9月分まで特別徴収（給与天引き）し、10月分から普通徴収（個人払い）に切り替える場合

受付印		給与支払報告 に係る給与所得者異動届出書										特別徴収					
退職等の日が一月一日から四月三十日までの間の方については、本人からの申出がない場合であっても、必ず未徴収税額を一括徴収してください。（死亡退職等の場合を除きます。）		（宛先）広島市長 令和 5年 10月 2日 提出		所在地 〒000-0000 広島市中区〇〇町〇丁目〇番〇号		フリガナ 〇〇カブシキガイシャ		名称（氏名） 〇〇株式会社		個人番号 又は法人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3		特別徴収義務者 指 定 番 号 123456789		氏 名 1			
フリガナ コクサイ ハナコ		氏 名 国森 花子		生年月日 平成 2年 11月 3日		個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2		受給者番号 1		1月1日現在の住所 広島市中区〇〇町〇丁目〇番〇号		異動後の住所 〇〇市中区〇〇町〇丁目〇番〇号		特別徴収義務者 指 定 番 号 123456789		氏 名 鈴木 健	
給 付 所 得 者		特別徴収税額（年税額） 33,000 円		（イ）徴収済額 11,400 円		（ウ）未徴収税額（ア）-（イ） 21,600 円		異 動 年 月 日 5 年 1 月 30 日		異 動 の 事 由 1. 退職 2. 転職・長欠 3. 死亡 4. 支払少額・不定期 5. 乙欄該当 6. 合併・解散 7. 住所変更		異動後の未徴収税額の徴収方法 3. 普通徴収（本人納付）		特別徴収義務者 指 定 番 号 123456789		氏 名 鈴木 健	
1. 特別徴収継続の場合		特別徴収義務者 指 定 番 号		所在地 〒		フリガナ		名称（氏名）		個人番号 又は法人番号		法人番号 （新規）		所 属 氏 名 電 話		受給者番号	
2. 一括徴収の場合		徴収の申出があった		徴収予定月日		徴収予定額 （上記（ウ）と同額）		★左記の一括徴収した税額は、 9 月分（翌月10日納入期限分）で 納入します。		徴収の継続の申出が		月 日		円		円を 納入期限分）から 絡済みです。	
3. 普通徴収の場合		1. 異動が令和5年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 5年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額（ウ） 以下であるため 3. 死亡による退職であるため		※市町村記入欄		普通徴収とする理由を記入 してください。		納入する月を必ず記入 してください。		納入する月を必ず記入 してください。		納入する月を必ず記入 してください。		納入する月を必ず記入 してください。		納入する月を必ず記入 してください。	

(イ) 未徴収税額を一括で徴収する場合

【例】6月分から8月分まで各月で徴収し、9月分以降を一括で徴収し、納入する場合

※1月以降に退職した場合は、必ず一括徴収してください。（死亡退職を除く）

受付印		給与支払報告 に係る給与所得者異動届出書										特別徴収					
退職等の日が一月一日から四月三十日までの間の方については、本人からの申出がない場合であっても、必ず未徴収税額を一括徴収してください。（死亡退職等の場合を除きます。）		（宛先）広島市長 令和 5年 10月 2日 提出		所在地 〒000-0000 広島市中区〇〇町〇丁目〇番〇号		フリガナ 〇〇カブシキガイシャ		名称（氏名） 〇〇株式会社		個人番号 又は法人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3		特別徴収義務者 指 定 番 号 123456789		氏 名 1			
フリガナ コクサイ ハナコ		氏 名 国森 花子		生年月日 平成 2年 11月 3日		個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2		受給者番号 1		1月1日現在の住所 広島市中区〇〇町〇丁目〇番〇号		異動後の住所 〇〇市中区〇〇町〇丁目〇番〇号		特別徴収義務者 指 定 番 号 123456789		氏 名 鈴木 健	
給 付 所 得 者		特別徴収税額（年税額） 44,000 円		（イ）徴収済額 11,600 円		（ウ）未徴収税額（ア）-（イ） 32,400 円		異 動 年 月 日 5 年 1 月 30 日		異 動 の 事 由 1. 退職 2. 転職・長欠 3. 死亡 4. 支払少額・不定期 5. 乙欄該当 6. 合併・解散 7. 住所変更		異動後の未徴収税額の徴収方法 2. 一括徴収		特別徴収義務者 指 定 番 号 123456789		氏 名 鈴木 健	
1. 特別徴収継続の場合		特別徴収義務者 指 定 番 号		所在地 〒		フリガナ		名称（氏名）		個人番号 又は法人番号		法人番号 （新規）		所 属 氏 名 電 話		受給者番号	
2. 一括徴収の場合		1. 異動が令和5年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和 年 1月 1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため		徴収予定月日 9 月 25 日		徴収予定額 （上記（ウ）と同額） 32,400 円		★左記の一括徴収した税額は、 9 月分（翌月10日納入期限分）で 納入します。		徴収の継続の申出が		月 日		円		円を 納入期限分）から 絡済みです。	
3. 普通徴収の場合		1. 異動が令和 年 12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 5年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額（ウ） 以下であるため 3. 死亡による退職であるため		※市町村記入欄		納入する月を必ず記入 してください。		納入する月を必ず記入 してください。		納入する月を必ず記入 してください。		納入する月を必ず記入 してください。		納入する月を必ず記入 してください。		納入する月を必ず記入 してください。	

(ウ) 転勤、転職等により特別徴収義務者が変更となる場合

【例】9月分まで特別徴収し、退職後、10月分から新しい勤務先で特別徴収する場合

受付印		給与支払報告 に係る給与所得者異動届出書												特別徴収			
退職等の日が一月一日から四月三十日までの間の間は、本人からの申出がない場合は、本人からの申出を除きます。必ず未徴収税額を記載してください(死亡退職等の場合を除きます。)		受付印		所在地(住所) 〒000-0000 広島市中区〇〇町〇丁目〇番〇号		特別徴収義務者 指 定 番 号 123456789		氏名 1 給子保		フリガナ 〇〇カブシキガイシャ		担 当 者 氏 名 〇〇		当 絡 氏 名 〇〇		内 線 082-000-0000	
令和 5年 10月 2日提出		(宛先) 広島市長		フリガナ コクサイ ハナコ		特別徴収義務者 指 定 番 号 999999999		氏名 1 園春寺 花子		フリガナ 〇〇ユウゲンガイシャ		担 当 者 氏 名 〇〇		当 絡 氏 名 〇〇		内 線 082-999-9999	
給 与 所 得 者		フリガナ 氏 名 生年月日 平成 2年 11月 3日 個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2		(ア) 特別徴収税額 (年税額) 55,000 円		(イ) 徴収済額 6 月分から 10 月分まで 9 月分まで 5 月分まで 36,000 円		(ウ) 未徴収額 (ア) -		1. 退職 2. 転勤・長欠 3. 休職・長欠 4. 死亡 5. 支払少額・不定期 6. 乙欄該当 7. 合併・解散 8. 住所異動		異動後の未徴収 税額の徴収方法 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)		「1」を記入してくだ さい。			
理由		1. 特別徴収継続の場合 特別徴収義務者 指 定 番 号 999999999		2. 一括徴収の場合 1. 異動が令和 5年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和 5年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため		3. 普通徴収の場合 1. 異動が令和 5年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 5年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ) 以下であるため 3. 死亡による退職であるため		※市町村記入欄		1. 特別徴収継続の場合 指 定 番 号 999999999		2. 一括徴収の場合 指 定 番 号 999999999		3. 普通徴収の場合 指 定 番 号 999999999		※市町村記入欄	
理由		1. 特別徴収継続の場合 指 定 番 号 999999999		2. 一括徴収の場合 指 定 番 号 999999999		3. 普通徴収の場合 指 定 番 号 999999999		※市町村記入欄		1. 特別徴収継続の場合 指 定 番 号 999999999		2. 一括徴収の場合 指 定 番 号 999999999		3. 普通徴収の場合 指 定 番 号 999999999		※市町村記入欄	
理由		1. 特別徴収継続の場合 指 定 番 号 999999999		2. 一括徴収の場合 指 定 番 号 999999999		3. 普通徴収の場合 指 定 番 号 999999999		※市町村記入欄		1. 特別徴収継続の場合 指 定 番 号 999999999		2. 一括徴収の場合 指 定 番 号 999999999		3. 普通徴収の場合 指 定 番 号 999999999		※市町村記入欄	

(エ) 普通徴収切替理由に該当するため、普通徴収に切り替える場合

【例】給与の毎月支給額が少なく、特別徴収しきれない場合

受付印		給与支払報告 に係る給与所得者異動届出書												特別徴収			
退職等の日が一月一日から四月三十日までの間の間は、本人からの申出がない場合は、本人からの申出を除きます。必ず未徴収税額を記載してください(死亡退職等の場合を除きます。)		受付印		所在地(住所) 〒000-0000 広島市中区〇〇町〇丁目〇番〇号		特別徴収義務者 指 定 番 号 123456789		氏名 1 給子保		フリガナ 〇〇カブシキガイシャ		担 当 者 氏 名 〇〇		当 絡 氏 名 〇〇		内 線 082-000-0000	
令和 5年 5月 19日提出		(宛先) 広島市長		フリガナ コクサイ ハナコ		特別徴収義務者 指 定 番 号 999999999		氏名 1 園春寺 花子		フリガナ 〇〇ユウゲンガイシャ		担 当 者 氏 名 〇〇		当 絡 氏 名 〇〇		内 線 082-999-9999	
給 与 所 得 者		フリガナ 氏 名 生年月日 平成 2年 11月 3日 個人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2		(ア) 特別徴収税額 (年税額) 66,000 円		(イ) 徴収済額 6 月分から 6 月分まで 5 月分まで 5 月分まで 66,000 円		(ウ) 未徴収額 (ア) -		1. 退職 2. 転勤・長欠 3. 休職・長欠 4. 死亡 5. 支払少額・不定期 6. 乙欄該当 7. 合併・解散 8. 住所異動		異動後の未徴収 税額の徴収方法 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)		「3」を記入してくだ さい。			
理由		1. 特別徴収継続の場合 指 定 番 号 999999999		2. 一括徴収の場合 指 定 番 号 999999999		3. 普通徴収の場合 指 定 番 号 999999999		※市町村記入欄		1. 特別徴収継続の場合 指 定 番 号 999999999		2. 一括徴収の場合 指 定 番 号 999999999		3. 普通徴収の場合 指 定 番 号 999999999		※市町村記入欄	
理由		1. 特別徴収継続の場合 指 定 番 号 999999999		2. 一括徴収の場合 指 定 番 号 999999999		3. 普通徴収の場合 指 定 番 号 999999999		※市町村記入欄		1. 特別徴収継続の場合 指 定 番 号 999999999		2. 一括徴収の場合 指 定 番 号 999999999		3. 普通徴収の場合 指 定 番 号 999999999		※市町村記入欄	
理由		1. 特別徴収継続の場合 指 定 番 号 999999999		2. 一括徴収の場合 指 定 番 号 999999999		3. 普通徴収の場合 指 定 番 号 999999999		※市町村記入欄		1. 特別徴収継続の場合 指 定 番 号 999999999		2. 一括徴収の場合 指 定 番 号 999999999		3. 普通徴収の場合 指 定 番 号 999999999		※市町村記入欄	

- (オ) 給与支払報告書提出後に、1月1日現在の住所が広島市以外であったことが判明した場合
- 【例】令和5年度の給与支払報告書を広島市へ提出したが、その後令和5年1月1日の住所が〇〇市であったことが判明した場合

受付印		給与支払報告書 特別徴収に係る給与所得者異動届出書									
(宛先) 広島市長 令和5年6月1日提出		所在地(住所) 〒000-0000 広島市中区〇〇町〇丁目〇番〇号	特別徴収義務者指定番号 123456789	氏名 給子保		所属 〇〇〇〇		電話 082-000-0000		内線 ()	
フリガナ コクタイジ ハナコ		フリガナ カブシキガイシャ	担予定額	氏名 〇〇〇〇	氏名 〇〇〇〇	先	電話 082-000-0000	内線 ()		内線 ()	
氏名 國泰寺 花子		名称(氏名) 〇〇株式会社	特別徴収税額(年税額)	特別徴収税額(年税額)	未徴収税額(ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法		異動後の未徴収税額の徴収方法	
個人番号 123456789012		個人番号 123456789012	特別徴収税額(年税額)	特別徴収税額(年税額)	未徴収税額(ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法		異動後の未徴収税額の徴収方法	
1月1日現在の住所 広島市中区〇〇町〇丁目〇番〇号		1月1日現在の住所 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号	特別徴収税額(年税額)	特別徴収税額(年税額)	未徴収税額(ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法		異動後の未徴収税額の徴収方法	
1. 特別徴収継続		1月1日現在の正しい住所を記入してください。また、正しい住所地の市町村に給与支払報告書を提出してください。									
2. 一括徴収の場合		「8」を記入してください。									
3. 普通徴収の場合		受給者番号									

② 「普通徴収から特別徴収への切替申請書」について

受付印		普通徴収から特別徴収への切替申請書										
(宛先) 広島市長 令和5年8月11日提出		所在地(住所) 〒000-0000 広島市中区〇〇町〇丁目〇番〇号	担所属 給子保	特別徴収義務者指定番号 123456789		氏名 〇〇〇〇		電話 082-000-0000		新規の場合は○をつけてください		
フリガナ コクタイジ ハナコ		フリガナ カブシキガイシャ	氏名 〇〇〇〇	特別徴収義務者指定番号 123456789		氏名 〇〇〇〇		電話 082-000-0000		新規の場合は○をつけてください		
氏名 國泰寺 花子		名称(氏名) 株式会社〇〇	特別徴収開始予定月 10	特別徴収義務者指定番号 1234		氏名 〇〇〇〇		電話 082-000-0000		新規の場合は○をつけてください		
生年月日 平成2年11月3日		法人番号 1234567890123	特別徴収開始予定月 10		特別徴収義務者指定番号 1234		氏名 〇〇〇〇		電話 082-000-0000		新規の場合は○をつけてください	
住所 広島市中区〇〇町〇丁目〇番〇号		届出理由 <input checked="" type="checkbox"/> 本人希望 <input type="checkbox"/> 入社 <input type="checkbox"/> その他	特別徴収開始予定月 10		特別徴収義務者指定番号 1234		氏名 〇〇〇〇		電話 082-000-0000		新規の場合は○をつけてください	
受給者番号 1234		給与所得者(納税義務者)の普通徴収「市民税・県民税 納税通知書」番番号をご記入ください	特別徴収開始予定月 10		特別徴収義務者指定番号 1234		氏名 〇〇〇〇		電話 082-000-0000		新規の場合は○をつけてください	
届出理由 <input checked="" type="checkbox"/> 本人希望 <input type="checkbox"/> 入社 <input type="checkbox"/> その他		通知番番号 99999999	特別徴収開始予定月 10		特別徴収義務者指定番号 1234		氏名 〇〇〇〇		電話 082-000-0000		新規の場合は○をつけてください	
給与所得者(納税義務者)の普通徴収「市民税・県民税 納税通知書」番番号をご記入ください		通知番番号 99999999	特別徴収開始予定月 10		特別徴収義務者指定番号 1234		氏名 〇〇〇〇		電話 082-000-0000		新規の場合は○をつけてください	
申請に当たっての注意事項		切替の開始を希望する期別に○をし、特別徴収の開始を希望する月分を記入してください。 開始予定月の前月10日までが提出期限となります。 【例】普通徴収第2期以降分を10月分(11月10日納期限分)から切替を希望する場合										
1 普通徴収の納期限が過ぎていないものは、特別徴収への切替が可能		切替入力(可・不可) 月 円 月以降 円										
2 普通徴収の納付方法が口座振替となっている方は、納期限の直前に		切替入力(可・不可) 月 円 月以降 円										
3 65歳以上の方の公的年金等に係る雑所得に係る市民税・県民税の税		切替入力(可・不可) 月 円 月以降 円										
4 月額給付について、特別徴収税額の決定・変更通知書の送付にて連絡		切替入力(可・不可) 月 円 月以降 円										
5 切替申請書の到着が、1日～20日頃までの場合はその月の末に、21		切替入力(可・不可) 月 円 月以降 円										
※広島市記入欄		切替入力(可・不可) 月 円 月以降 円										
宛名番記入欄		切替入力(可・不可) 月 円 月以降 円										
宛名番記入欄		切替入力(可・不可) 月 円 月以降 円										
切替入力(可・不可) 月 円 月以降 円		切替入力(可・不可) 月 円 月以降 円										

給与支払報告 に係る給与所得者異動届出書

受付印

(宛先) 広島市長	所在地 (住所)	〒		特別徴収義務者 指定番号	特別徴収義務者 番号
	フリガナ			宛名	番号
	名称 (氏名)			所属	
令和 年 月 日提出	個人番号 又は法人番号			担当者 氏名	電話番号
給与	フリガナ	(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異動の事由
所得者	フリガナ	特別徴収税額 (年税額)	円	円	1. 退職 2. 転勤 3. 休職・長欠 4. 死亡 5. 支払少額・不定期 6. 乙欄該当 7. 合併・解散 8. 住所異動
フリガナ	フリガナ	円	円	円	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)
氏名	フリガナ	円	円	円	
生年月日	年 月 日	円	円	円	
個人番号	年 月 日	円	円	円	
受給者番号	年 月 日	円	円	円	
1月1日 現在の住所	年 月 日	円	円	円	
異動後の 住所	年 月 日	円	円	円	

退職等の日が一月一日から四月三十日までの間の方については、本人からの申出がない場合であっても、必ず未徴収税額を一括徴収してください(死亡退職等の場合を除きます)。

1. 特別徴収継続の場合

特別徴収義務者 指定番号	法人番号 (新規)	〒	所属	氏名	電話
所在地 (住所)	フリガナ	フリガナ	担当者	連絡先	
フリガナ	フリガナ	フリガナ	氏名	氏名	電話
名称 (氏名)	フリガナ	フリガナ	住所	住所	住所

新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を
 _____ 月分 (翌月10日納入期限分) から
 徴収し、納入するよう連絡済みです。

2. 一括徴収の場合

理由	年12月31日までで、一括徴収の申出があったため	年12月31日までで、一括徴収の申出がないため	年12月31日までで、一括徴収の申出がないため	年12月31日までで、一括徴収の申出がないため
理由	1. 異動が令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日以下であるため	2. 異動が令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日以下であるため	3. 死亡による退職であるため	4. 死亡による退職であるため
徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	円	円	円	円
徴収予定月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日

★左記の一括徴収した税額は、
 _____ 月分 (翌月10日納入期限分) で
 納入します。

3. 普通徴収の場合

理由	年12月31日までで、一括徴収の申出がないため	年12月31日までで、一括徴収の申出がないため	年12月31日までで、一括徴収の申出がないため
理由	1. 異動が令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日以下であるため	2. 異動が令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日以下であるため	3. 死亡による退職であるため

※ 市 町 村 記 入 欄

記入要領

1 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書

この届出書は、広島市に提出した給与支払報告書に記載された者のうち特別徴収税額がない者で、4月1日現在において給与の支払を受けなくなった者がいる場合に**4月15日までに**提出してください。

2 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

この届出書は、給与の支払を受けている者で、特別徴収税額のある給与の支払を受けなくなった場合に**その受けなくなった日の属する月の翌月の10日まで**に提出してください。ただし、4月2日から5月31日までの間に給与の支払を受けなくなった者の市民税・県民税をその年度から新たに特別徴収の方法によって徴収すべき市町村長に対する届出書は、特別徴収税額の通知があった日の属する月の翌月の10日までに提出してください。

3 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「**個人番号又は法人番号**」欄には、給与支払者（特別徴収義務者）の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載してください。なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載してください。

4 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「**特別徴収義務者指定番号**」欄には、届出書を提出する広島市から指定された特別徴収義務者指定番号を記載してください。

5 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「**宛名番号**」欄には、この届出書に記載した給与所得者について、その特別徴収税額の通知書に記載された宛名番号を記載してください。

6 「給与所得者」欄中の「**個人番号**」欄には、給与所得者の個人番号を記載してください。

7 「給与所得者」欄中の「**受給者番号**」欄には、この届出書に記載した給与所得者について、その特別徴収税額の通知書に記載された受給者番号を記載してください。

8 「**異動後の住所**」欄には、異動後の住所を記載してください。異動後の住所が不明なときは、給与の支払を受けなくなった当時の住所を記載してください。

9 「**異動後の未徴収税額の徴収方法**」欄は、次の要領により記載してください。

(1) 給与の支払を受けなくなった者が、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合には、枠内に「1」と番号を記入するとともに、「1. 特別徴収継続の場合」欄に必ず要事項を記載してください。なお、**新しい勤務先へ特別徴収の月額額と開始月を連絡してください。**

(2) 退職後令和6年5月31日までに支払われる給与又は退職手当等から未徴収税額を一括徴収する場合には、枠内に「2」と番号を記入するとともに「2. 一括徴収の場合」欄に必要事項を記載してください。（注 令和6年1月1日から4月30日までの間に、退職等により給与の支払を受けなくなった場合には、本人から一括徴収の申出がなくとも必ず一括徴収しなければなりません。）

(3) (1)又は(2)に該当しない場合には、枠内に「3」と番号を記入するとともに、「3. 普通徴収の場合」欄に、その理由を同欄に掲げているものから選び、該当する番号を枠内に記入してください。（注 同欄に掲げている理由に該当しない場合は、新しい勤務先において特別徴収の継続の申出がある場合を除き、特別徴収義務者は、必ず一括徴収しなければなりません。）

10 「1. 特別徴収継続の場合」欄中の「特別徴収義務者指定番号」欄には、広島市から指定された特別徴収義務者指定番号を記載してください。これまでに広島市から指定されたことがない場合にあっては、「新規」を○で囲んでください。

11 「2. 一括徴収の場合」欄中の「徴収予定月日」欄には、一括徴収の対象となる給与又は退職手当等の支給月日を記載してください。

(注) **★印の一括徴収した税額の納入月は必ず記入してください。**

12 ※印の欄は、記載しないでください。

問合せ先・提出先

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市財政局税務部市民税課（本庁舎8階）

電話 特別徴収係（082）504-2089（直通）

給与支払報告 に係る給与所得者異動届出書 特別徴収

受付印

(宛先) 広島市長	所在地 (住所)	〒	特別徴収義務者 指定番号	特別徴収義務者 番号	特別徴収義務者 番号
	フリガナ	フリガナ	宛名	番号	番号
令和 年 月 日 提出	名称 (氏名)	フリガナ	所属	氏名	氏名
フリガナ	個人番号 又は法人番号	フリガナ	担当者	氏名	氏名
氏名	フリガナ	フリガナ	連絡先	氏名	氏名
生年月日	年 月 日	フリガナ	電話	氏名	氏名
個人番号	年 月 日	フリガナ	電話	氏名	氏名
受給者番号	年 月 日	フリガナ	電話	氏名	氏名
1月1日 現在の住所	年 月 日	フリガナ	電話	氏名	氏名
異動後の 住所	年 月 日	フリガナ	電話	氏名	氏名

退職等の日が一月一日から四月三十日までの間の方については、本人からの申出がない場合であっても、必ず未徴収税額を一括徴収してください(死亡退職等の場合を除きます)。

特別徴収義務者 指定番号	特別徴収義務者 番号	特別徴収義務者 番号	特別徴収義務者 番号	特別徴収義務者 番号	特別徴収義務者 番号
所在地 (住所)	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ
名称 (氏名)	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ

新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を
 _____ 月分 (翌月10日納入期限分) から
 徴収し、納入するよう連絡済みです。

特別徴収義務者 指定番号	特別徴収義務者 番号	特別徴収義務者 番号	特別徴収義務者 番号	特別徴収義務者 番号	特別徴収義務者 番号
所在地 (住所)	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ
名称 (氏名)	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ

★左記の一括徴収した税額は、
 _____ 月分 (翌月10日納入期限分) で
 納入します。

特別徴収義務者 指定番号	特別徴収義務者 番号	特別徴収義務者 番号	特別徴収義務者 番号	特別徴収義務者 番号	特別徴収義務者 番号
所在地 (住所)	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ
名称 (氏名)	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ	フリガナ

記入要領

1 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書

この届出書は、広島市に提出した給与支払報告書に記載された者のうち特別徴収税額がない者で、4月1日現在において給与の支払を受けなくなった者がいる場合に**4月15日までに**提出してください。

2 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

この届出書は、給与の支払を受けている者で、特別徴収税額のある給与の支払を受けなくなった場合に**その受けなくなった日の属する月の翌月の10日までに**提出してください。ただし、4月2日から5月31日までの間に給与の支払を受けなくなった者の市民税・県民税をその年度から新たに特別徴収の方法によって徴収すべき市町村長に対する届出書は、特別徴収税額の通知があった日の属する月の翌月の10日までに提出してください。

3 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「**個人番号又は法人番号**」欄には、給与支払者（特別徴収義務者）の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載してください。なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載してください。

4 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「**特別徴収義務者指定番号**」欄には、届出書を提出する広島市から指定された特別徴収義務者指定番号を記載してください。

5 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「**宛名番号**」欄には、この届出書に記載した給与所得者について、その特別徴収税額の通知書に記載された宛名番号を記載してください。

6 「給与所得者」欄中の「**個人番号**」欄には、給与所得者の個人番号を記載してください。

7 「給与所得者」欄中の「**受給者番号**」欄には、この届出書に記載した給与所得者について、その特別徴収税額の通知書に記載された受給者番号を記載してください。

8 「**異動後の住所**」欄には、異動後の住所を記載してください。異動後の住所が不明なときは、給与の支払を受けなくなった当時の住所を記載してください。

9 「**異動後の未徴収税額の徴収方法**」欄は、次の要領により記載してください。

(1) 給与の支払を受けなくなった者が、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合には、枠内に「1」と番号を記入するとともに、「1. 特別徴収継続の場合」欄に必要事項を記載してください。**なお、新しい勤務先へ特別徴収の月額額と開始月を連絡してください。**

(2) 退職後令和6年5月31日までに支払われる給与又は退職手当等から未徴収税額を一括徴収する場合には、枠内に「2」と番号を記入するとともに「2. 一括徴収の場合」欄に必要事項を記載してください。（注 令和6年1月1日から4月30日までの間に、退職等により給与の支払を受けなくなった場合には、本人から一括徴収の申出がなくとも必ず一括徴収しなければなりません。）

(3) (1)又は(2)に該当しない場合には、枠内に「3」と番号を記入するとともに、「3. 普通徴収の場合」欄に、その理由を同欄に掲げているものから選び、該当する番号を枠内に記入してください。（注 同欄に掲げている理由に該当しない場合は、新しい勤務先において特別徴収の継続の申出がある場合を除き、特別徴収義務者は、必ず一括徴収しなければなりません。）

10 「1. 特別徴収継続の場合」欄中の「特別徴収義務者指定番号」欄には、広島市から指定された特別徴収義務者指定番号を記載してください。これまでに広島市から指定されたことがない場合にあつては、「新規」を○で囲んでください。

11 「2. 一括徴収の場合」欄中の「徴収予定月日」欄には、一括徴収の対象となる給与又は退職手当等の支給月日を記載してください。

(注) **★印の一括徴収した税額の納入月は必ず記入してください。**

12 ※印の欄は、記載しないでください。

問合せ先・提出先

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市財政局税務部市民税課（本庁舎8階）

電話 特別徴収係（082）504-2089（直通）

受付印

特別徴収義務者の名称・所在地等変更届出書

特別徴収義務者 (宛先) 広島市長 令和 年 月 日 提出		名称 (氏名)	所属	特別徴収義務者指定番号			
所在地 (住所)		担当者	氏名				
法人番号			電話				

1 変更理由等

<p>該当する項目に☑してください。</p> <p>(1) 名称変更 <input type="checkbox"/> 社名変更 <input type="checkbox"/> 法人成り <input type="checkbox"/> 合併による変更 ※合併の場合、登記上の扱いについて記入してください。 <input type="checkbox"/> 旧社名の法人は登記上存続し、社名変更 <input type="checkbox"/> 旧社名の法人は登記上解散し、合併された</p>	<p>(2) 所在地変更 <input type="checkbox"/> 事務所等の移転 <input type="checkbox"/> 送付先変更 <input type="checkbox"/> その他</p>	<p>変更年月日</p> <p>年 月 日</p>
<p>(3) その他 <input type="checkbox"/> 特別徴収事務の一本化 <input type="checkbox"/> 個人事業主の変更 <input type="checkbox"/> その他</p>	<p>備考</p>	

2 変更事項 (変更された事項のみ記入してください。)

事項	変更前	変更後
フリガナ		
名称		
フリガナ		
所在地		
法人番号		
電話番号		

※記入に当たっては、裏面の記入要領を御覧ください。
 ※名称、所在地には、誤読を避けるために必ずフリガナを記入してください。
 ※合併等により特別徴収義務者が変更となる場合、納税義務者全員分の「異動届出書」(転勤・退職等)についても必ず提出してください。(13ページ参照)

記入要領

- 1 この届出書は、特別徴収義務者の名称・所在地等に変更があった場合、速やかに提出してください。
(ただし、代表者のみの変更の場合は、届出の必要はありません(個人事業主を除きます)。)
- 2 「特別徴収義務者」欄には、変更前の名称・所在地を記入してください。
- 3 「法人番号」欄には、特別徴収義務者の法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいいます。)を記入してください。**なお、特別徴収義務者が個人の場合には、個人番号の記入は必要ありません。**
- 4 「担当者」欄には、この届出書について応答される方の連絡先等を記入してください。
- 5 「特別徴収義務者指定番号」欄には、この届出書を提出される時点で使用している特別徴収義務者指定番号を記入してください。
- 6 「変更理由等」欄には、該当する変更理由の□にチェックをしてください。「**□その他**」は()内にその理由も記入してください。
- 7 「変更年月日」欄には、名称・所在地等の変更があった年月日を記入してください。

納入書について

納入書については、指定番号に変更のない場合は、変更前の住所(所在地)及び氏名(名称)の納入書をそのまま使用してください。

問合せ先・提出先

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市財政局税務部市民税課(本庁舎8階)

電話 特別徴収係(082) 504-2089(直通)

普通徴収から特別徴収への切替申請書

受付印

(特別徴収義務者) 給与支払者 (宛先) 広島市長	所在地 (住所)	所属	特別徴収義務者 指定番号
	フリガナ 名(氏名) 法人番号	氏名	
令和 年 月 日提出	電話	新規の場合は○をつけてください→ 新規	

フリガナ	フリガナ
氏名	
生年月日	年 月 日
住所	
受給者番号	
届出理由	<input type="checkbox"/> 本人希望 <input type="checkbox"/> 入社 <input type="checkbox"/> その他()
給与所得者(納税義務者)の普通徴収「市民税・県民税 納税通知書」にある通知書番号をご記入ください	
通知書番号	

左の者について、

第 1・2・3・4 期、随時 1・2 月以降分を

※普通徴収の納期限が過ぎない該当期に○をつけてください(該当がなければ必要なし)。

特別徴収
開始予定月

月分(翌月10日納期限分)より特別徴収します。

※ **開始予定月の前月10日までに提出期限となります。**
 記入前に、必ず「申請に当たっての注意事項」をご確認ください。
 通知書の送付時期(注意事項5)をご確認の上、余裕をもった開始月で提出してください。

提出期限と開始予定月について		開始予定月の記入例	
切替申請書 提出日	開始 予定月	切替申請書 提出日	開始 予定月
毎月10日まで	翌月以降	8月10日に広島市へ提出	「9月」以降を記載
毎月11日以降	翌々月以降	8月11日に広島市へ提出	「10月」以降を記載

申請に当たっての注意事項

- 1 普通徴収の納期限が過ぎていないものは、特別徴収への切替が可能です。普通徴収の納期限が過ぎたものは、本人が納めるように必ずお伝えください。
- 2 普通徴収の納付方法が口座振替となっている方は、納期限の直前に提出されると切り替えることができません。
- 3 65歳以上の方の公的年金等に係る雑所得に係る市民税・県民税の税額は切り替えることができません。
- 4 月割額について、特別徴収税額の決定・変更通知書の送付にて連絡しております。なお、事前に電話連絡等での月割額のお知らせはできません。
- 5 切替申請書の到着が、1日～20日頃までの場合はその月の末に、21日頃～月末までの場合は翌月の末に特別徴収税額の変更通知書を送付します。

※広島市記入欄

宛名番号

切替入力(可・不可) 月 月以降

納付(有() 期)・無()
 口座(有() 無())
 処理不可
 全納 他社T 賦課無
 (宛名無 他市 他市 新年度のみ)

提出先
 〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
 広島市財政局税務部市民税課特別徴収係(本庁舎8階)

特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書

受付印 (宛先) 広島市長 令和 年 月 日提出		指定番号 		
		申 請 者 (特別徴収義務者)	所在地 (住所)	
		名 称 (氏名)		
		法人番号		
		担当者名	電話 	

地方税法第 321 条の 5 の 2 及び第 328 条の 5 の規定による
 特別徴収税額の納期の特例についての承認を申請します。

承認を受けようとする税額	令和 年 月 以降に徴収する給与・退職 手当等に係る特別徴収税額			
最近 6 か月間における 月別の給与の支払を受 ける人の数及び当該給 与の金額の明細 (臨時雇用者がある 場合には、区別し て該当欄へ記入し てください。)	月区分	支給人員・支給額 (臨時雇用者を除く。)		臨時雇用者の 支給人員・支給額
	年月 ・	人	円	人
	・			
	・			
	・			
	・			
現に、市税の滞納がある 場合や、最近著しい納入 遅延の事実がある場合 で、それがやむを得ない 理由のときは、その理由	理由			
申請の日以前 1 年以内に 納期特例について承認を 取り消されたことの有無 有の場合は、その年月日	有 (年 月 日) ・ 無			

※広島市記入欄

申請についての注意事項

1 この申請書は、地方税法第 321 条の 5 の 2 及び第 328 条の 5 に規定する特別徴収税額の納期の特例についての承認を受けようとする場合に使用します。

2 納期の特例の適用を受けることができる特別徴収義務者は、その者から給与の支払を受けている人の数が常時 10 人未満である場合に限りです。

(注)「常時 10 人未満」には、市民税・県民税が非課税の人や、広島市外に居住している人も含みます。また、多忙な時期等に臨時に雇い入れた人があるような場合は、その人数を除きます。

3 納期の特例について承認を受けた場合には、毎月徴収した月割額を次のとおり年 2 回に分けて納入することになります。また、承認を受けた特別徴収義務者については、承認の取消の通知がない限り、その後も引き続き納期の特例が適用されます。

6 月から 11 月までの徴収分 12 月 10 日までに納入

12 月から翌年 5 月までの徴収分 翌年 6 月 10 日までに納入

ただし、申請日の属する月より前の月は、納期の特例の適用対象とはなりません。

(例) 8 月 4 日に申請される場合、特例の適用対象となる月は 8 月分以降となります。したがって、申請書の「承認を受けようとする税額」欄には 8 月以降の月を記入してください。8 月と記入した場合は次のとおりになります。

6・7 月の徴収分 各月の翌月 10 日までにそれぞれ納入

8 月から 11 月までの徴収分 12 月 10 日までに納入

12 月から翌年 5 月までの徴収分 翌年 6 月 10 日までに納入

4 この特例の承認を受けた特別徴収義務者は、その者から給与の支払を受ける人が常時 10 人以上となった場合には、その旨を遅滞なく届け出なければなりません。

5 現に、市税の滞納がある場合や、最近における著しい納付・納入の遅延があるような特別徴収義務者については、この特例の承認を受けられないことがあります。

また、承認後において、滞納や、納付・納入の遅延が生じた場合、承認を取り消されることがあります。

6 「申請者(特別徴収義務者)」欄中の「法人番号」欄には、特別徴収義務者の法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 15 項に規定する法人番号をいいます。)を記入してください。なお、特別徴収義務者が個人の場合には、個人番号の記入は必要ありません。

問合せ先・提出先

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 34 号

広島市財政局税務部市民税課(本庁舎 8 階)

電話 特別徴収係(082) 504-2089(直通)

令和 年 月 日

ゆうちょ銀行 _____ 店長
_____ 郵便局長

広島市長
(公印省略)

指 定 通 知 書

貴局（店）を地方税法第321条の5第4項（同法第328条の5第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づいて、当市の市民税（特別徴収税額）取扱店に指定したので通知します。

- 1 認可又は承認番号 郵一業第149号
- 2 口座番号 01300-2-960001番
- 3 加入者の名称 広島市会計管理者
- 4 取りまとめ店 ゆうちょ銀行 広島貯金事務センター

① 個人番号及び法人番号の記載について

「給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定（変更）通知書（特別徴収義務者用）」（以下「税額通知書」といいます。）については、平成30年度から、e L T A X又は光ディスク等により税額通知書を送付する場合を除き、納税義務者の個人番号及び特別徴収義務者の個人番号又は法人番号は記載しないこととなっています。

このため、書面による税額通知書については、納税義務者の「個人番号」及び特別徴収義務者の「個人番号又は法人番号」の欄は未記載（空白）としています。

② 個人番号の安全管理措置について

e L T A X又は光ディスク等により税額通知書を送付している場合は、納税義務者や特別徴収義務者（個人事業者の方）の個人番号が記載（記録）されています。

このため、当該税額通知書については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が定めるところによる安全管理措置を適切に行っていただく必要があります。

なお、安全管理措置につきましては、国の個人情報保護委員会が具体的な指針（特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン）を定めていますので、ご参照ください。

（個人情報保護委員会ホームページ（<https://www.ppc.go.jp/>）> マイナンバー> 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン）

③ 個人番号の利用目的について

税額通知書がe L T A X又は光ディスク等により送付されている特別徴収義務者は、次の事項に留意して個人番号を適切にお取り扱いください。

(1) 個人情報取扱事業者（特別徴収義務者）は、個人情報保護法（個人情報の保護に関する法律）に定めるところにより、特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報）を取り扱うに当たっては、その利用目的をできる限り特定し、かつ、それを本人に通知又は公表する必要があります。

また、当該特定した利用目的の達成に必要な範囲を超えて、特定個人情報を取り扱うことはできません。

(2) 特別徴収義務者において、個人番号の利用目的を、個人番号関係事務（「給与支払報告書作成事務」、「源泉徴収票作成事務」など）の範囲で特定し、本人に通知又は公表している場合は、税額通知書により通知された従業員等の個人番号を、特定した個人番号関係事務の範囲内で利用することができます。

なお、個人番号の利用目的を特定して本人に通知又は公表するに当たり、個人番号の取得経路を「本人から」に限定している場合（例えば、「本人から取得した個人番号は個人番号関係事務（源泉徴収票作成事務等）に利用する」としている場合など）は、別途、『税額通知書から取得した個人番号も個人番号関係事務（源泉徴収票作成事務等）に利用する』ことについて、あらためて本人に通知又は公表する必要があり、その後、税額通知書により通知された個人番号を当該個人番号関係事務で利用することができます。

郵便番号 730-8586
広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市役所

税務部市民税課（本庁舎8階）
電話 特別徴収係（082）504-2089（直通）

リサイクル適性 

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

登録番号

公文書館

広F4 - 2022 - 328